

## 誓約書

大船渡市飲食店感染防止対策支援金の支給を申請するに当たって、次のとおり誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- (1) 申請時点で認証が継続しており、支援金受給後も事業継続の意思があること
- (2) 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に規定する公共法人でないこと
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っていないこと
- (4) 宗教上の組織若しくは団体でないこと
- (5) 店舗等における営業に際して遵守すべき各種法令に違反していないこと
- (6) 暴力団でなく、またその構成員は暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者ではなく、経営に暴力団及び暴力団員が実質的に関与していないこと
- (7) 本申請書兼請求書に記載した事項及び添付した関係書類について、虚偽がないこと
- (8) 支援金受給後、市から本申請書兼請求書に記載した事項の根拠となる書類等の提出又は閲覧を求められた場合には、速やかに応じること

令和      年      月      日

法人名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印